

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領

(平成 15 年 10 月 21 日財政局長決裁)

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 21 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 1 2 条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

第 1 （様式）

- 1 要綱第 6 条第 1 項に規定する同条 2 項各号に掲げる事項に関する資料は、様式 1 によるものとする。
- 2 要綱第 6 条第 3 項に規定する低価格調査票は、様式 2 によるものとする。
- 3 要綱第 8 条第 1 項に規定する低入札価格調査結果表は、様式 3 によるものとする。

附 則

（実施期日）

- 1 この要領は平成 15 年 10 月 28 日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正は平成 16 年 3 月 15 日から実施する。
（経過措置）
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正は平成 19 年 7 月 1 日から実施する。
（経過措置）
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、平成 19 年 7 月 18 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日改正）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

様式 1

調査票

調査項目	内容
<p>①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制</p>	
<p>②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由</p>	
<p>③現在実施している 業務のその実施状況</p>	
<p>④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあつては、その 外注内容</p>	

⑤以前受託した業務委託における実施状況	
⑥経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

様式 2

低 価 格 調 査 票

(1 / 2)

1 調査概要

業 務 名		調査年月日	年 月 日
入札業者名		入札年月日	年 月 日
調査実施者	契約権者	設計担当課長	
調査出席者			
予定価格	円	調査基準価格	円
		入札価格	円

2 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
①業務を実施するに 当たり当該低価格入 札者が計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②当該低価格入札者 が、労務等の提供に ついて市場価格以下 の価格による提供が 可能である旨の主張 をしている場合にあ っては、その理由	
③当該低価格入札者 が現在実施している 業務のその実施状況	
④当該低価格入札者 が価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その 外注内容	

<p>⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥当該低価格入札者の経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

3 対応方針

<p>契約権者の対応方針</p>	
------------------	--

様式 3

低 入 札 価 格 調 査 結 果 表

年 月 日開催した契約事務（ ）委員会において、下記のとおり決定した。

契約事務（ ）委員会
委員長

記

業務名				
予定価格：A	円		調査基準価格：B	円
低価格入札者名	入札価格(円) C	入札率(%) C/A	調査結果の表示	
			契約の内容に適合した履行等の当否	理由
摘要				

- ※1 「契約の内容に適合した履行等の当否」の欄には、「当」又は「否」を記入すること。
- ※2 「理由」の欄は、「契約の内容に適合した履行等の当否」に「否」と記入した場合のみ具体的に記入すること。